

専門職による子育て支援！

子どものこと、家庭のこと、
気軽に相談してみませんか？

糸満市こども家庭センター

令和6年4月開設！

こども家庭センターは、母子保健と児童福祉の連携を強化し、一体的な支援体制を構築することで、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもに対して切れ目なく・漏れなく対応することを目指し、令和6年4月に開設されました。



サポートプランで
必要な支援



それぞれの専門性を
生かしたニーズの発掘

各関係機関を
コーディネート



私たちが力を合わせて、
育児をサポートします！！

地域全体のニーズを
把握し、適切な対応

こども家庭センターの職員



糸満市でお手伝いできること



母子保健で できること

妊娠から出産期のお手伝い



- 親子健康手帳の交付
- 出産応援交付金申請
- 初回産科受診料支援事業
- 妊婦健康診査
(14回公費負担)
- 多胎妊婦健康診査
(5回追加)
- マタニティー教室
- さくらんぼ教室
- 電話・訪問による保健相談

産後から就学前のお手伝い

- 産婦健康診査
(2回公費負担)
- 新生児訪問
(生後28日以内)
- こいこいは赤ちゃん訪問
(生後4カ月に至るまで)
- 子育て応援交付金申請
- 予防接種
- 療育支援家庭訪問事業
- 産後ケア事業
- 多胎サポート事業



- 乳児健診
(前期：生後3-5カ月
後期：生後9-11カ月)
- 1歳6カ月健診
- 3歳児健診
- 健診事後教室等の
発達に関する相談
- 電話・訪問による保健相談

関係機関につなぐお手伝い

- 障がい福祉サービス
- 保育園入所
- 暮らしのサポートセンターきづき



子育て支援で できること

養育費に関すること



- 養育費に関する公正証書等
作成費補助
- 電話・訪問による女性相談

子育てに関すること

- 電話・訪問による育成相談

手当・医療費 給付金・貸付について

- 児童手当
- 児童扶養手当
- 特別児童扶養手当
- 医療費助成
- 母子家庭等高等職業訓練
促進給付金
- 母子家庭等自立支援教育
訓練給付金
- 母子・父子・
寡婦福祉資金貸付



子育て応援事業・施設について



- 助産施設入所措置事業
- 親子通園事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 一時預かり事業
- 子育て短期支援事業
- 子育て支援センター
(ぼかぽか・ぬくぬく・まかへ)

日常生活支援事業 (県母連・さくら)

ひとり親家庭生活支援事業 (いいまある)

放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)

児童センター (がじゅまる・西崎太陽児童センター)

子どもの居場所 (ふらっとこうえん前・いっば・学習支援・ 阿波根寺子屋・HOPE)



つながる喜び。

つながる幸せ。

広がる支援。



こども家庭センターは、これまでの母子保健機能と児童福祉機能を一体とすることにより、それぞれが情報共有・連携強化を図り、変化していく家庭のニーズをくみ取りながら、必要な支援が継続的に提供されるようにマネジメントを行います。また、さまざまな子育てに関する相談に対して、専門性に応じて次の支援を行います。

妊娠期から子育て期の相談

妊娠や出産に関することや、お子さまの発育・発達で気になることなど、何でもご相談いただけます。相談は電話でも、来庁でも構いません。保健師や栄養士などの専門職が相談に応じます。

妊娠や出産、育児に関する情報提供

妊婦健診や里帰り出産、乳幼児健診、産前産後に利用できるサービスなどをご紹介します。また、子育て期に利用できる制度やサービス、通いの場、相談事業もご紹介できますので、困りごと・悩みごとがあれば、まずはご相談ください。

サポートプランの作成

支援が必要な家庭や保護者には、保健師や家庭相談員の専門職が、それぞれの家庭状況に合わせたサポートプランの作成を行います。

サポートプランは、課題を把握・明確化し、必要な支援の種類や内容に係る機関で共有することで、効果的な支援につなげることを目的に作成されます。このプランを活用することで、支援対象者が自身の課題を認識し、さまざまな支援策を計画的に利用することができます。

子育ての困りごとに関する対応

子どもの生活習慣・非行・障がい、児童虐待など、育児に課題を抱えている家庭に対して、専門の相談員が教育機関や関係施設と連携を図り、課題解決に向けて相談に応じます。また、保護者の病気や離婚など、養育環境の変化でお困りの場合も相談に応じます。

相談・お問い合わせ先

妊娠・出産・子どもと親の健康のことなど

840-8126

子育て・家庭・児童虐待のことなど

840-8191

保健師などの専門職がお悩みをお聞きます！

相談者や支援者に対し、母子保健と児童福祉が連携・協力することで、それぞれの状況に応じて、関係機関やさまざまな支援メニューへつなぎます。

母子保健

児童福祉

また、上記の業務のほか、妊娠届け出時の面談や妊産婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業など、母子保健による各家庭へのアプローチを通じて、保健師などが支援の必要な人を把握した場合は、子ども家庭支援員などと情報を共有して、支援方針（サポートプラン）の作成業務も担います。

子育てで困ったら
まずは相談を。

妊産婦
学校
子ども
子育て世帯
保育園・こども園
地域の子育て相談機関

皆さまの悩みを
いろいろな形で解決！

関係機関との連携、
多くの支援メニューで
皆さまをサポート！

学校
乳幼児家庭訪問
子育て広場
短期支援（ショートステイ）
産前産後サポート・産後ケア
放課後児童クラブ
教育委員会
医療機関
児童相談所
障がい児支援